

平成 30 年 4 月 16 日

各位



団 体 名 一般社団法人メディポリス医学研究所
代 表 者 名 理 事 長 永 田 良 一
問 合 せ 先 常 務 理 事 二 反 田 真 二
(TEL : 0993-24-3711)

陽子線治療技術料（先進医療/自由診療）の改定について

平成 30 年 5 月 1 日からメディポリス国際陽子線治療センターでは陽子線治療技術料（先進医療/自由診療）を改定させて頂くことになりましたので、ご案内申し上げます。

厚生労働省による平成 30 年度診療報酬改定を受け、陽子線治療にかかわる費用を精査いたしましたところ、下記の通り先進医療および自由診療における陽子線治療技術料を改定させて頂くことといたしました。ご理解のほど、何卒、宜しくお願い申し上げます。

但し、既に陽子線治療を実施中の方、あるいは平成 30 年 4 月 30 日までに陽子線治療に同意をされた方につきましては、従来通りの診療費となりますので変更はございません。

変更前の陽子線治療技術料 (平成 30 年 4 月 30 日まで)	変更後の陽子線治療技術料 (平成 30 年 5 月 1 日から)
2,883,000 円	3,140,000 円

なお、前立腺がん、骨軟部腫瘍、頭頸部の悪性腫瘍の一部、小児がんの陽子線治療については、健康保険が適用されておりますので、これらの疾患の陽子線治療は政府が定めた診療費となります。

メディポリス国際陽子線治療センターでは、今後とも「からだと心にやさしいがん治療」の提供に職員一同、誠心誠意取り組んでまいりますので、引き続きよろしくようお願い申し上げます。

以上